

居宅介護支援事業所おさなぎ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明東会が開設する居宅介護支援事業所おさなぎ(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な居宅介護支援事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供にあつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 指定居宅介護支援事業所は、事業の運営に当つては、市町村、地域包括支援センター 老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所おさなぎ
- (2) 所在地 山形県東根市中島通り一丁目25号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名 (常勤介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)介護支援専門員 5名 (常勤)

介護支援専門員は居宅サービスの計画の作成を行うとともに、作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行う。

居宅介護サービス作成件数は概ね一人35件とする。但し、ICT化等を適時活用した場合は概ね45件とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日の午後12時30分から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後12時30分までとする。

(3)なお、休業日及び営業時間に外については、緊急時の連絡体制をとるものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要やその他、利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記載した文書により説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1)相談を受ける場所 自宅、サービス事業所の相談室・会議室等

アセスメント 利用者、家族に面接し、抱えている問題や解決すべき課題を分析する。

サービス担当者会議の開催 介護支援専門員は、当該居宅サービス計画の原案の内容について、指定居宅サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めるため、サービス担当者会議を開催する。

居宅サービス計画の作成

モニタリング 居宅サービス計画の実施状況について、毎月評価を行う。

課題分析の方法 居宅サービス計画ガイドライン方式

(2)利用料 法定代理受領のサービスの場合は利用者からの徴収はない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東根市、天童市、村山市、河北町の地域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人明東会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(非常災害対策)

第9条 施設長は災害管理者を定め、災害対象物について災害管理上必要な業務を次のとおり行わせるものとする。

- (1) 消防計画、災害計画の作成
 - (2) 避難の訓練等の実施
 - (3) 消防用設備等の点検及び整備
 - (4) 避難、災害上必要な構造及び設備の維持管理
 - (5) 地域住民との密接な連携体制の確保
- 2 職員は常に災害防止と利用者の安全確保に努めなければならない。

(ハラスメント対策)

第10条

- (1) 事業所は、職場におけるハラスメントの内容及び職場においてハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行う。
- (2) ハラスメントに対する相談窓口を設置し、適切に対応するために必要な体制を整備する。
- (3) ハラスメント防止を図るため職員に対し、必要な研修を実施する。
- (4) ハラスメント被害者への配慮のため、行為者に対して一人に対応させない等、必要な措置を講じる。

(感染防止対策)

第11条

- (1) 事業所は、事業所内感染の蔓延防止に努め、職員の定期健康診断、感染防止対策委員会等を実施する。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、不測の事態により感染者が発生した場合は、適切な措置を講じ関係機関(保健所・医療機関・行政機関)と連携を図る。
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 事業所は虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(身体拘束等)

第13条 事業所は、事業所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録しなければならない。

付則

この規程は、平成19年9月15日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年1月1日から施行する。

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。